

第35号議案 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正に至る経緯および理由

大森駅水神口区営自転車等駐車場において、地下機械式駐輪場の利用率が低い一方で、当日利用の利用率が高いという不均衡が生じており、当日利用が利用しにくい状況が生じている。ついては、当日利用から定期利用への移行を促し、地下機械式駐輪場の有効活用や利用率の向上を図るとともに、買い物等の短時間利用者を含む当日利用者が利用しやすい環境を醸成し、自転車利用者の満足度向上を図るべく、地下機械式駐輪場の定期利用に係る使用料を月額2,500円から2,000円に減額改定する。

本減額改定に伴い、区営自転車等駐車場における自転車の定期利用に係る使用料の最高額が変更されるため、条例で定める当該使用料の上限額を改正する。

2. 改正内容

別表4（第20条関係）で規定する区営自転車等駐車場における自転車の定期利用に係る使用料の上限額を以下のとおり変更する。

利用区分		金額（条例改正前）	金額（条例改正後）
定期利用	自転車	2,500円/月	2,300円/月

※自転車の定期利用に係る使用料 最高額

利用区分		金額（料金改定前）	金額（料金改定後）
定期利用	自転車	機械式	2,500円/月
	屋根付き	2,300円/月	2,300円/月
	屋根無し	2,000円/月	2,000円/月

3. 新旧対照表 別紙のとおり

4. 施行期日 令和8年10月1日

5. 施設位置



品川区南大井六丁目 15 番先



大森駅地下機械式駐輪場

●大森駅水神口自転車等駐車場(大井水神公園内)

地下機械式 自転車駐車場

定期利用者大募集!!

地下式だから 雨風を気にせず 安心	自分専用カードで セキュリティも 万全	定期利用料金 月額2,500円から 2,000円に変更! 令和8年10月利用分より
空きスペースを 探さず 自動で出し入れ	入庫はボタンを 押すだけ数秒、 出庫は約10秒	

ご利用の前に車両が適合しているか車検を行わせていただきます。詳しくは駐輪場の係員まで

場内案内例

新旧対照表

新	旧																										
<p>品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 3 月 30 日 条例第 32 号</p> <p>(第 1 条から第 19 条の 2 まで省略) (使用料の納付)</p> <p>第 20 条 第 19 条第 1 項の承認を受けた者（以下「駐車場利用者」という。） は、区長が定める期日までに、別表第 4 に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</p> <p>(第 21 条から第 41 条まで省略) (別表第 1 から別表第 3 まで省略)</p> <p>別表第 4（第 20 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">定期利用</td> <td style="text-align: center;">自転車</td> <td style="text-align: right;">2,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原動機付自転車・自動二輪車</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">当日利用</td> <td style="text-align: center;">自転車</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原動機付自転車・自動二輪車</td> <td style="text-align: right;">250円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の区営自転車等駐車場の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u></p>	利用区分		金額	定期利用	自転車	2,300円	原動機付自転車・自動二輪車	3,500円	当日利用	自転車	150円	原動機付自転車・自動二輪車	250円	<p>品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 3 月 30 日 条例第 32 号</p> <p>(第 1 条から第 19 条の 2 まで省略) (使用料の納付)</p> <p>第 20 条 第 19 条第 1 項の承認を受けた者（以下「駐車場利用者」という。） は、区長が定める期日までに、別表第 4 に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</p> <p>(第 21 条から第 41 条まで省略) (別表第 1 から別表第 3 まで省略)</p> <p>別表第 4（第 20 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">定期利用</td> <td style="text-align: center;">自転車</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原動機付自転車・自動二輪車</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">当日利用</td> <td style="text-align: center;">自転車</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原動機付自転車・自動二輪車</td> <td style="text-align: right;">250円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分		金額	定期利用	自転車	2,500円	原動機付自転車・自動二輪車	3,500円	当日利用	自転車	150円	原動機付自転車・自動二輪車	250円
利用区分		金額																									
定期利用	自転車	2,300円																									
	原動機付自転車・自動二輪車	3,500円																									
当日利用	自転車	150円																									
	原動機付自転車・自動二輪車	250円																									
利用区分		金額																									
定期利用	自転車	2,500円																									
	原動機付自転車・自動二輪車	3,500円																									
当日利用	自転車	150円																									
	原動機付自転車・自動二輪車	250円																									